

(目的)

第1条 本規則は学生生活援護会規程第4条第1項の規定に基づき、学生生活援護会（以下「援護会」という。）の補助に関する必要事項を定める。

(対象)

第2条 補助は学生支援課に団体設立届を提出してから2年間以上継続的な活動実績のある本学の学生団体（含む顧問等）及び本学学生に対して行う。

(申請)

第3条 補助は申請主義とし、申請書に基づき査定して補助額を決定する。

(補助)

第4条 本規則で補助を行う項目は次の各号とする。

(1) 課外活動団体補助

団体活動の内容実績等を審査し、補助を行う。

(2) 課外活動遠征補助

開催地が本学より100km以上の場合、遠征費補助額表（別表1）の額に遠征人数を乗じた額の補助を行う。  
遠征補助を行う大会は次のとおりとする。

- ① 全道大会に出場又は道内に遠征する場合
- ② 全国大会に出場又は道外に遠征する場合
- ③ 学術文化の定期発表等で遠征する場合
- ④ その他、援護会が適当と認めた活動の場合

(3) 課外活動特別補助

1) 全学的行事補助

大学祭等、全学的な行事に対して計画書に基づき内容審査し、補助を行う。

2) 課外活動備品補助

備品補助は次のとおりとする。

- ① 課外活動に必要な備品のうち、高額な備品（1品・1組が5万円以上）でかつその必要性が認められるものとする。ただし、個人に帰属するものは対象外とする。補助額は申請金額の2分の1以内とする。
- ② 本学学生が共通して利用できる備品について、学生貸出用備品として全額を補助する。

3) 施設使用補助

文化系団体が学外で定期演奏会又は展示会などの発表を行う場合、施設使用料及び機材使用に関わる費用の2分の1以内で補助を行う。

4) 定期刊行物補助

全学生を対象に過去2年間以上定期的に発行された機関紙等の刊行物について補助を行う。

5) 強化指定特別補助

体育系団体が団体種目の全道大会（インカレ道予選、選手権大会、リーグ戦1部）において、前年度にベスト4以上の実績があり、全国大会出場の可能性が認められる団体を強化指定団体とする。ただし、指定された団体が勧告などの処分を受けた場合又は活動に問題がある場合には指定を取り消すことがある。

強化指定された団体が強化練習のため、学外練習及び遠征合宿を行うとき、その目的並びに練習内容が明確なものに対し、強化練習（練習試合を含む）に係る経費（交通費相当額、練習施設使用料、宿泊費）の補助を行う。なお、遠征補助と重複しての補助は行わない。

6) 全国大会強化合宿補助

課外活動団体が全国大会に出場するのに伴い、現地で事前に合宿又は、強化練習などを行う際に、経費（交通費相当額）の補助を行う。

7) 協賛広告補助

大会又は定期演奏会等のパンフレットを発行する際、広告協賛金を集めて発行する場合、3万円を上限に補助を行う。

8) 選抜補助

北海道を代表して遠征又は大会へ出場する際、2万円を上限に補助を行う。ただし、国民体育大会へ出場する際は表彰扱いとするため、補助を行わない。

9) その他、援護会が適当と認めた活動等の場合、特別補助を行う。

(4) 学生指導補助

- 1) 団体の顧問及び副顧問には1団体につき年額1万円の顧問手当を支給する。
- 2) 学外指導者には年額1万円相当の謝礼をする。
- 3) 学外指導者が団体の大会又は合宿及び発表会等で学生に同行する場合、旅費の補助を行う。
- 4) その他、援護会が適当と認めた活動で学外指導者が学生に同行する場合、旅費の補助を行う。

(5) 安全対策補助

課外活動団体が活動するにあたって、安全を確保するうえで必要と思われる研修又は講習に参加する際は、経費（交通費及び参加費相当額）の補助を行う。

(補助金の支給)

第5条 補助金の支給については次の各号とする。

- (1) 大会に出場及び遠征する場合の遠征補助は、道外・道内、各1回を限度とする。
- (2) 道内での選考会を経た後、出場資格を得て全国規模の大会に出場する場合の遠征補助は、同条第1号とは別に年1回補助することができる。
- (3) 施設使用補助は前・後学期各1回を限度とする。
- (4) 強化遠征補助については補助金支給回数を定めない。
- (5) その他、特に定めのないものについては原則年1回を限度とする。

(表彰)

第6条 公式試合等で優秀な成績を収め、他の団体の模範とするに足るときは、学生支援課の審査を経て、これを表彰する。

2 表彰の方法、手続きについては別に定める。

(顕彰)

第7条 課外活動団体が各々の活動の特色を活かし、積極的に活動をする団体又は大学に貢献する活動を行う団体に対してその功労を顕彰する。

2 顕彰の方法、手続きについては別に定める。

(事務)

第8条 補助に関わる事務は、学生支援課が行う。

(雑則)

第9条 本規則に定めのない必要事項については、学生生活援護会事務局で協議し、学生生活援護会理事長が決定する。

(改廃)

第10条 本規則の改廃は、学生生活援護会理事会の議を経て、学生生活援護会理事長が決定する。

附 則

本規則は1982（昭和57）年4月1日から施行する。

1983（昭和58）年6月2日改正

1985（昭和60）年6月4日改正

1987（昭和62）年7月10日改正

1991（平成3）年4月1日改正

1992（平成4）年7月27日に改正し、1992（平成4）年4月1日から施行する。

2008（平成20）年5月29日に改正し、2008（平成20）年4月1日から施行する。

2012（平成24）年5月30日に改正し、2012（平成24）年4月1日から施行する。

2014（平成26）年5月30日に改正し、2014（平成26）年4月1日から施行する。

2015（平成27）年5月29日に改正し、2016（平成28）年4月1日から施行する。

2017（平成29）年6月2日に改正し、2017（平成29）年4月1日から施行する。

2018（平成30）年6月26日に改正し、2018（平成30）年4月1日から施行する。

2019（令和元）年6月27日に改正し、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則（2026年3月13日改正規程2025-311号）

この規則は、2026年4月1日から施行する。

別表1 遠征費補助額表